

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日在休日に当たるときは、その翌日)

目 次

◇規則 島取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林務課)  
◇告示 字の区域の新設等 (市町村振興課)

農業振興地域の区域の変更 (二件) (農政課)

土地改良事業の認可 (農村整備課)

林業改善資金貸付基準の一部改正 (林務課)

保安林の指定の解除予定 (三件) (森林保全課)

区画漁業の免許の内容たるべき事項等 (水産課)

開発行為に関する工事の完了 (二件) (都市計画課)

都市計画の決定 (二件) (〃)

都市計画の変更 (四件) (〃)

選管告示 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)

◇公 告 行政書士試験の実施 (市町村振興課)  
◇選管告示 選挙管理委員会の招集

島取県林業改善資金貸付規則の一部を改正することとした。

## 規則

区 分	単位	貸付限度額
集材機 (タワー等を装備した集材機を除く。) で知事が定める基準に適合するものを購入する場合	一セットにつき	四百九十万円
林内作業用トラクタを購入する場合	一台につき	四百万円
クレーン付き作業車を購入する場合	一台につき	六百万円
		八百三十万円
		七百八十万円

平成九年七月十五日

島取県林業改善資金貸付規則の一部を改正することに公布する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

一 技術導入資金の貸付限度額を次のとおり引き上げることとした。

鳥取県規則第四十一号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号5中「四百九十万円」を「七百四十万円」に、「四百万円」を「七百八十万円」に、「クレーン付き作業車を購入する場合にあつては、一台につき六百万円」を「クレーン付き作業車を購入する場合にあつては、一台につき八百三十万円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

#### 告 示

##### 鳥取県告示第四百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、平成九年七月十五日からその効力を生ずる。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域 (平成九年五月二十日現在の地番による。)
大字八橋字立石台	大字八橋字平ヶ坂七七五、七七六、七八二の二、七八四、

七八五、七八八の一、七八八の二、七九四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七七八、七八六と一体をなす国有地の一部

大字八橋字龍王一一七四、一一七五、一二七六の一から一七六の三まで

大字八橋字二子塚ノ下モ二四九六の一、二四九六の二、二四九八の一から二四九七の一〇まで、二四九八の一から二四九八の五まで、二四九九の一から二四九九の一五まで、二五〇〇、二五〇一、二五〇二の一、二五〇二の三、二五〇二の四、二五〇二の九、二五〇四の一、二五〇四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字八橋字二子塚二五〇五の二、二五一〇の二から二五一〇の五まで、二五一〇の九から二五一〇の一まで

大字笠見字穴谷の全域

大字笠見字天王四一八の二、四二九の三、四三〇の一、四三二の一から四三三の一の五まで、四三三の一、四三三の一、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の一、四四四の一、四四五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部

廃止する字の名称	大字笠見字六谷	区域を変更する (平成九年五月二十日現在の地番による。)
		大字八橋字平ヶ坂
		八四、七八五、七八八の一、七八八の二、七九四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに七七八、七八六と一体をなす国有地の一部以外の区域
		大字八橋字龍王
		大字八橋字龍王のうち一一七四、一一七五、一一七六の一から一一七六の三まで以外の区域
		大字八橋字二子塚ノ下モ
		大字八橋字二子塚ノ下モのうち二四九六の一、二四九六の二、二四九七の一から二四九九の一〇まで、二四九八の一から二四九八の五まで、二四九九の一から二四九九の一五まで、二五〇〇、二五〇一、二五〇二の一、二五〇二の二、二五〇二の四、二五〇二の九、二五〇四の一、二五〇四の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
		大字八橋字二子塚
		大字八橋字二子塚のうち二五〇五の二、二五一〇の一から二五一〇の五まで、二五一〇の九から二五一〇の一まで以外の区域
		大字笠見字天王
		大字笠見字天王のうち四二一八の二、四二九の三、四三〇の二、四三一の二から四三一の五まで、四三三の一、四三三の二、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の二、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

**鳥取県告示第四百九十五号**  
農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、米子市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次のとおり告示する。  
その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び米子地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	変 更 後 の 区 域
米子地域	米子市の区域のうち、次の区域を除いた区域
一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域	大字笠見字天王のうち四二一八の二、四二九の三、四三〇の二、四三一の二から四三一の五まで、四三三の一、四三三の二、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の二、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
二 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により決定された日野川森林計画区に係る地域森林計画の対象となる森林の区域で、第一号図から第三号図までの赤色で着色した区域 (第一号図から第五号図までは、省略する。)	大字笠見字天王のうち四二一八の二、四二九の三、四三〇の二、四三一の二から四三一の五まで、四三三の一、四三三の二、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の二、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
三 昭和六十一年一月鳥取県告示第十九号（都市計画の変更）で市街化区域から市街化調整区域に変更された区域で第四号図の青色で着色した区域	大字笠見字天王のうち四二一八の二、四二九の三、四三〇の二、四三一の二から四三一の五まで、四三三の一、四三三の二、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の二、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
四 美保基地の区域	大字笠見字天王のうち四二一八の二、四二九の三、四三〇の二、四三一の二から四三一の五まで、四三三の一、四三三の二、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の二、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
五 第五号図の赤色で着色した区域	大字笠見字天王のうち四二一八の二、四二九の三、四三〇の二、四三一の二から四三一の五まで、四三三の一、四三三の二、四三四、四三五の一から四三五の三まで、四三六、四三七の一、四三七の二、四三九から四四一まで、四四二の一から四四二の五まで、四四三の二、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

## 鳥取県告示第四百九十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、境港市に係る農業振興地域の区域を変更したので、同条第二項において準用する同法第六条第五項の規定により、次とおり告示する。

その関係図面は、鳥取県農林水産部農政課及び米子地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	変更後の区域
境港市域のうち、次の区域を除いた区域	一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定により決定された市街化区域
二 美保基地、米子空港ターミナル、保安林用地及び中浜緑地の区域	

## 鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（農村活性化住環境整備事業久連地区区画整理）を平成九年七月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百九十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

第三の表第三号貸付内容の欄中「休憩室」の下に「(シャワー又はトイレを備えた車両であつて、その乗車定員が六人以上であるものを含む。)」を加える。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字石船上エ五六二の三・五六二の四・字奥駒帰上エ五七二の二・五七二の三・五七五の二・五七五の三・字ウス谷五七七の二・五七七の三・五七八の二・五七八の三・五八三の三・字小田上エ五八五の二・五八六の四・字下モ向エ六三三の二・字杓ケ原下モケ市六六〇の二・字杓ケ原下モケ市六六一の四（以上一六筆国有林）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

## 鳥取県告示第五百号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡東伯町大字福永字向ヒラ四四一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
- 三 土砂の崩壊の防備

## 農道用地とするため

- 一 解除の理由
- 二 備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第五百一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所 東伯郡赤崎町大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的 水源のかん養

三 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第五百二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定期日、申請期間、地元地区等を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 公示番号 海区第四号
- 二 免許の内容たるべき事項

## (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業の時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十月二十一日から翌年四月三十日まで

## (二) 漁場の位置 西伯郡大山町地先

(三) 漁場の区域 次のアからカまでを順次に直線で結んだ線及びアとカを直線で結んだ線によって囲まれた区域

- ア 平田漁港防波堤燈台から一一四度〇〇分一六九メートルの点
- イ 平田漁港防波堤燈台から一三四度〇〇分三九四メートルの点
- ウ 平田漁港防波堤燈台から一五八メートルの点
- エ 平田漁港防波堤燈台から一七六度三〇分四七七メートルの点
- オ 平田漁港防波堤燈台から一九七度〇〇分三七四メートルの点
- カ 平田漁港防波堤燈台から一八三度〇〇分六七七メートルの点

(四) 制限又は条件 なし

(五) 存続期間 平成十年八月三十一日まで

三 免許予定日 平成九年九月一日

四 申請期間 平成九年七月十五日から同月三十一日まで

五 地元地区 西伯郡大山町平田及び淀江町大字淀江

### 鳥取県告示第五百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年九月十三日 鳥取県指令鳥土維第六百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字中浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町二丁目二〇七

有限会社エーアンドビー  
代表取締役 岡 博由貴

### 鳥取県告示第五百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年三月二十五日 鳥取県指令米土維第二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻丁

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町三丁目一二三一一〇

カナートプロダクツ株式会社

代表取締役 谷本 賢司

### 鳥取県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市計画流通業務団地 米子流通業務団地

二 都市計画を定める土地の区域

米子市一本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字大向ノ一、字高田屋敷、字繩添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字狐池及び字西天神免並びに今在家字大龍庵、字シトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田及び字向谷田

**鳥取県告示第五百六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、次の都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二三〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 都市計画の種類及び名称**

米子境港都市計画流通業務地区 米子流通業務地区

**二 都市計画を決定する土地の区域**

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字大向ノ二、字高田屋敷、字繩添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字蘆池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字大龍庵、字シリトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び字谷田並びに境港市渡町字西柳川、字新海、字大沢、字与三掘灘及び字上灘、三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに小篠津町字相老、字門脇、字弁天崎、字中大敷灘、字下大敷灘、字別荘灘、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

**2 市街化調整区域****変更する部分**

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字大向、字高田屋敷、字繩添、字センゾク、字五反田、字鹿間及び字西平垣、赤井手字蘆池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字シリトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び字谷田並びに境港市渡町字西柳川、字新海、字大沢、字与三掘灘及び字上灘、三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭及び字柳川灘並びに小篠津町字相老、字弁天崎、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

**削除する部分**

米子市二本木字上案内寺、字上大向、字大向ノ二及び字南砂田並びに今在家字大龍庵並びに境港市渡町字新海、三軒屋町字柳川及び竜ヶ灘並びに小篠津町字門脇、字中大敷灘、字下大敷灘及び字別荘灘

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二三〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**一 都市計画の種類及び名称**

米子境港都市計画市街化区域及び市街化調整区域

**二 都市計画を変更する土地の区域****1 市街化区域****追加する部分**

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺、字上案内寺、字大向、字上大向、字大向ノ二、字高田屋敷、字繩添、字センゾク、字五反田、字鹿間、字西平垣及び字南砂田、赤井手字蘆池、字西天神免、字中天神免及び字東天神免並びに今在家字大龍庵、字シリトリ田、字塚端、字下タココロ、字前谷田、字向谷田及び字谷田並びに境港市渡町字西柳川、字新海、字大沢、字与三掘灘及び字上灘、三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに小篠津町字相老、字門脇、字弁天崎、字中大敷灘、字下大敷灘、字別荘灘、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

第二種低層住居専用地域

境港市渡町、三軒屋町、小篠津町及び小篠津町の地先国有地の各一部

第二種中高層住居専用地域

境港市渡町、三軒屋町、小篠津町及び小篠津町の地先国有地の各一部

境港市渡町、三軒屋町、小篠津町及び小篠津町の地先国有地の各一部

境港市渡町の一部

準工業地域

米子市二本木、赤井手及び今在家の各一部並びに境港市小篠津町の一部

工業地域

境港市小篠津町の一部

鳥取県告示第五百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画土地地区画整理事業 境港新都市地区画整理事業

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

境港市渡町字西柳川、字新海、字大沢、字与三掘灘及び字上灘、三軒屋町字下麦垣、字西砂、字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに小篠津町字相老、字門脇、字弁天崎、字中大藪灘、字下大藪灘、字別荘灘、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の先国有地

鳥取県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成九年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・三・七号米子駅境線、三・四・五号横断道境港線、三・四・二六号美濃大山線、三・四・二七号流通団地1号線、三・四・二八号流通団地2号線、三・四・二九号竜ヶ山中央線及び三・四・三〇号竜ヶ山巡環線

## 二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・三・七号米子駅境線

変更する部分

境港市渡町字大沢並びに三軒屋町字下麦垣及び字島屋西

2 三・四・五号横断道境港線

変更する部分

米子市二本木字下河原、字上河原、字下案内寺及び字南砂田並びに赤井手字狐池並びに西伯郡淀江町大字佐陀字藤ノ木及び字榎田

3 三・四・二六号美濃大山線

変更する部分

米子市二本木字上大向、字大向ノ二、字高田屋敷、字繩添、字五反田、字西平

垣、字若屋畠、字心斎坪ノ堺、字土井之上式、字板橋、字勢勇、字甘草田西、字甘草田東及び字星田並びに今在家字大龍奄、字シトリ田、字塚端、字下タココロ及び字向谷田

4 三・四・二七号流通団地1号線

追加する部分

米子市二本木字大向、字高田屋敷、字繩添及び字南砂田並びに西伯郡淀江町大

字佐陀字榎田

5 三・四・二八号流通団地2号線

追加する部分

米子市二本木字上河原、字下案内寺、字上案内寺及び字大向、赤井手字狐池並

びに今在家字大龍奄

6 三・四・二九号竜ヶ山中央線

## 追加する部分

境港市渡町字西柳川、字新海及び字大沢、三軒屋町字下麦垣、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ灘並びに小篠津町字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

## 7 三・四・三〇号竜ヶ山巡環線

## 追加する部分

境港市三軒屋町字竜ヶ山、字柳川頭、字柳川、字柳川灘及び字竜ヶ山並びに小篠津町字弁天崎、字中大藪灘、字下大藪灘、字別荘灘、字門脇灘、字永井、字堀ノ内及び字堀ノ内の地先国有地

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

平成九年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成九年七月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一 日時 平成九年七月二十三日（水）午後二時  
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県府選挙管理委員室  
三 議題 平成九年新成人研修会開催について

日曜火取県報

## 鳥取県公安委員会扣押証書第十一號

次の遊技機の型式について、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和二十二年法律第二百一十九条第一項)第十條第一項の技術上の規格に適合しないと認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第十四号)第九条第一項の規定による扣押である。

平成九年七月十五日

鳥取県公安委員会扣押証書

公

旨

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定に基づき、平成9年度鳥取県行政書士試験を次のとおり実施する。

平成9年7月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 1 試験の日時

平成9年10月26日(日)午後1時から午後4時45分まで

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 3 試験方法及び科目

次の事項につき筆記試験により行う。

## (1) 行政書士の業務に必要な法令

行政書士法(同法施行規則を含む)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。

## (2) 一般教養

## (3) 論述(800字以内)

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者その他同法第56条に規定する者
- (2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3

申 請 者	氏 名 又 は 名 称	山佐株式会社	所 在 地	新見市高尾362-1	
遊 技 機 の 種 類	遊 技 機 の 区 分	型 式 名	製 造 業 者 名	檢 定 番 号	有 效 期 間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 第6条第2号該当機	タムタムA	山 佐	740126	平成9年7月15日 から3年間
申 請 者	氏 名 又 は 名 称	高砂電器産業株式会社	所 在 地	大阪市鶴見区今津北四丁目9-10	
	法人にあつてはその代表者の氏名	濱野 準一			
遊 技 機 の 種 類	遊 技 機 の 区 分	型 式 名	製 造 業 者 名	檢 定 番 号	有 效 期 間
回胴式遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則 第6条第2号該当機	フルーツギャン	高砂電器産業 株式会社	740119	平成9年7月15日 から3年間

## 報公県取鳥

年以上になる者

- (3) 鳥取県行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第1条第2項の規定により、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

## 5 受験手続

## (1) 提出種類

## ア 受験願書

イ 受験資格を有する者であることを証明する種類（卒業証明書等）

ウ 写真（出願前1年以内に無帽で正面から上半身を撮影した、縦5.0cm、横4.0cm

のもので、その裏面に氏名を記入したもの）

## (2) 提出先

郵便番号 680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部市町村振興課（鳥取県

庁本庁舎 3階）

## (3) 受付期間

平成9年9月1日（月）から同月19日（金）までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は、受け付けない。

なお、郵送による場合は、封筒の表に「行政書士試験申込み」と朱書きし、平成9年9月19日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

## (4) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

## (5) 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

## (6) 受験票の交付

受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。

## 6 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある者に対しては、障害の状態により必要な措置をとる

ことがあるので、受験申込みに先立って早めに相談すること。

## 7 合格者の発表

試験に合格した者は、平成10年1月第3週に鳥取県公報により公表し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知し、行政書士試験合格証を交付する。

## 8 その他

## (1) 受験願書用紙の交付

受験願書用紙は、次の場所において平成9年8月1日（金）から交付する。

鳥取県総務部市町村振興課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東巣城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市船町一丁目160

なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験書用紙請求」と朱書きし、鳥取県総務部市町村振興課あてに請求すること。その場合80円切手を貼ったあて明記の長形3号（縦235mm、横120mm）返信用封筒を同封すること。

## (2) 問合せ先

鳥取県総務部市町村振興課行政係（電話 0857-26-7089）